

# 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 1 暴力的要求行為の追加

指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して次に掲げる行為等を行うことを暴力的要求行為とすること。

- (1) 行政庁に対し、法令上の要件に該当しないにもかかわらず、自己若しくは自己の関係者がした申請について許認可等を行うことを要求し、又は当該要件に該当するにもかかわらず、特定の者がした申請について許認可等を行わないことを要求すること。
- (2) 国、地方公共団体等に対し、当該国、地方公共団体等が行う公共工事の入札について入札参加資格を有する者でないにもかかわらず、自己若しくは自己の関係者を入札に参加させることを要求し、又は当該入札参加資格を有する者であるにもかかわらず、特定の者を入札に参加させないことを要求すること。

## 2 対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制

公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができることとする。

## 3 損害賠償請求等の妨害の規制

- (1) 指定暴力団員は、威迫、つきまといその他の不安を覚えさせるような方法で、ア又はイの請求を妨害してはならないこととする。
  - ア 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為による被害を回復するための損害賠償等の請求
  - イ 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所の使用の差止め等の請求
- (2) 公安委員会は、指定暴力団員が(1)に違反する行為をしている場合には当該行為の中止のための命令を、指定暴力団員が請求者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で(1)に違反する行為をするおそれがあると認めるときには当該行為の防止のための命令をすることができることとする。

## 4 威力利用資金獲得行為に関する指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととする。

## 5 暴力排除活動の促進

国及び地方公共団体は、事業者、国民等による暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、これにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。